

## 埼玉県受動喫煙防止対策検討協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 埼玉県とラグビーワールドカップ2019並びに2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場関係市(以下「関係市」という。)が連携し、同大会開催に向けた受動喫煙防止対策を検討し、本県における受動喫煙防止対策の推進に資するため、「埼玉県受動喫煙防止対策検討協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、会長、委員をもって構成する。

2 会長は、埼玉県保健医療部副部長をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる委員で構成する。

### (協議会)

第3条 協議会は、会長が招集し、主宰する。

2 協議会は、埼玉県と関係市が取り組む効果的な受動喫煙防止対策について協議を行う。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

4 会長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第4条 協議会に、具体的な受動喫煙防止対策の検討等を行う「受動喫煙防止対策作業部会(以下「作業部会」という。)」を置く。

2 作業部会は、部会長、部会員をもって構成する。

3 部会長は、埼玉県保健医療部健康長寿課長をもって充てる。

4 部会員は、別表2に掲げる委員で構成する。

5 部会長は必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 作業部会で検討した事項は、協議会に報告する。

### (庶務)

第5条 協議会及び作業部会の庶務は、埼玉県保健医療部健康長寿課が行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び作業部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。

## 別表1 (第2条関係)

## 協議会構成員

組織名	所属・役職名	備考
埼玉県	保健医療部副部長	会長
さいたま市	保健部長	
川越市	保健医療部長	
熊谷市	市民部長	
狭山市	長寿健康部長	
朝霞市	こども・健康部長	
和光市	保健福祉部長	
新座市	いきいき健康部長	

別表2 (第4条関係)

## 作業部会構成員

組織名	所属・役職名	備考
埼玉県	健康長寿課長	部会長
さいたま市	健康増進課長	
川越市	健康づくり支援課長	
熊谷市	健康づくり課長	
狭山市	健康づくり支援課長	
朝霞市	健康づくり課長	
和光市	健康保険医療課長	
新座市	保健センター所長	
埼玉県	ラグビーワールドカップ2019大会課長	
埼玉県	オリンピック・パラリンピック課長	